

(金) 稲葉 池	(石) 山上 和幸	(岩) 高柳 健一	(瀬) 石添まゆ子	(橋) 五十嵐孝之	(北) 金子真美子	(南) 鈴木 雅晴	(南) 佐藤真由美	(北) 樋口 傑士	(夏) 山上裕美子
高橋美智世	佐藤十一郎	鈴木 恭子	石添 義則	石山 喜規	吉田 健太	山上 裕子			

岩室小学校 男 34 女 18

もうすぐ一年生
入学を待つの元気をよこすために

(和納一區) 阿部 雅人	(和納二區) 中野 健	(和納三區) 坪井 光子	(和納四區) 早川 浩子	(和納五區) 伊藤佳代子	(和納六區) 阿部 敦子	(和納七區) 伊藤 恭子	(和納八區) 小川 一彦	(和納九區) 山岸由加子	(和納十區) 池上 周二	(和納十一區) 齋藤千栄子	(和納十二區) 大岡 晶子	(和納十三區) 小川 涼一	(和納十四區) 斎藤 孝作
猪股 康二	山崎 洋一	藤田 智子	三富 優	菅井 健至	菅井 祥子	菅井 大輔	若杉 文仁	玉木 徹	小林 陽介	萩原 孝	萩原 孝	萩原 孝	萩原 孝

神田 志保	中原 典彦	小林 公仁	竹内千映子	中沢 素子	福田 麻美	渡辺 勇	樋口 哲	伊藤 紀康	坂下 史	内藤 浩	藤井 英和	佐藤 寛美	佐藤 龍樹	沖野 正信	田中めぐみ	森山 慎治	山田 慎治	山田 由紀	山田 裕	川上 裕道	近藤 友子	清水マリア
-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------

間瀬小学校 男 2 女 3

間瀬一區 本間 美樹
 間瀬二區 阿部みな子
 間瀬四區 田中美枝子
 間瀬五區 浜浦 則雪
 間瀬六區 岡本 哲

歳末たすけあそび募金
あつたあつたあつた

十二月に実施いたしました歳末たすけあそび募金には、たくさんのご協力をいただきありがとうございました。みなさんのあたたかい善意により次のような額になりました。

目標額 四〇〇,〇〇〇円
募金額 四五二,五五一円

さっそく新潟県共同募金会へ送付、配分を受け、長期入所者や恵まれない方々に歳末慰問金として次のようにお見舞いいたしました。

- 長期入院者及び施設入所者 八〇名 二八〇,〇〇〇円
- 在宅心身障害者 一七名 五九,〇〇〇円
- 重度ねたきり者 二四名 八四,〇〇〇円
- 療育手帳所持者 八名 二八,〇〇〇円
- 八五才以上一人暮らし 一名 三,五〇〇円
- 被保護世帯 二二世帯 四二,〇〇〇円
- 貧困世帯 六世帯 四二,〇〇〇円

以上の方々には民生委員、社協委員のみならずご協力を願ってお見舞いいたしました。

これくらいの酒なら...という気持ちがまだあるのでは?
飲酒運転防止のため
今こそ一人ひとりが自覚を

おどろいたことに、昨年中で、飲酒運転によって検挙された人の一番多いのが岩室村なんです。

村をはじめ交通安全関係者によって懸命な防止運動を行っているにもかかわらず、減るところか、むしろ増えつつあるという現実、本当に悲しいことだと思います。

「このくらいの酒なら」とか「つかまらなければ」という安易な気持ちと勝手な判断がそうさせるのでしょうか…。そうだとしたら、その危険な解釈をきっぱり改めてほしいのです。

決して人のためではないのです。自分や家族のためなんですから。

さあ、こんな不名誉な記録返上のために、「飲酒運転は絶対しない、させない岩室村」に、今日、今から、村ぐるみで運動の輪を更に大きく深く広げていきたいものです。



「アルコールは一種のマヒ剤」

飲酒運転の実態をみると、まず酒に対するドライバーの認識不足がめだちます。

なぜ飲酒運転をしたのか、という問いに対して「あまり酔っていないかと思ったから」とか、「少ししか飲んでいないから」と答える人が多く、なかには「酔った勢いで」という無鉄砲なドライバーもいます。

つまり、アルコールの影響を理解していない人が多いのです。

アルコールは一種の「マヒ剤」となって、運転に必要な、認知・判断・実行・の能力を大きく低下させ、酒が入ると、運転に次のような影響を与えます。

- ▽ルールやモラルに、むとんちゃくになる。
- ▽ものの識別や発見が遅れる。
- ▽ブレーキやハンドル操作が遅れがちになる。
- ▽スピード感がなくなる。
- ▽無謀運転を無謀運転と感じなくなる。

これらのことから、酒酔い、酒気帯び運転がいかに危険で、自殺行為であるかがわかると思えます。

道路交通法では、「何人も酒気帯び運転を禁止する」と定められています。

飲酒運転で罰せられるのは、ドライバーだけではなく、乗る人にも罰せられます。

このように飲酒運転は、最も危険な行為として厳しい制裁が加えられるわけです。

家庭はもちろん、地域ぐるみで飲酒運転防止のため、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を本当に徹底させたいものです。

これが飲酒運転となると、二年以下の懲役または五万円以下の罰金を科せられ、違反点数は十五点で運転免許は取り消されます。

「酒気を帯びて」というのは、一定の程度以上のアルコール、つまり「血液」ミリリットルにつき〇・五ミリグラム、または呼気「リットル」につき〇・二五ミリグラムを超えた濃度が認められる場合をいいます。

このような酒気帯び運転は、三ヶ月以下の懲役または、三万円以下の罰金を科せられ、違反点数は六点で、運転免許は停止されます。

ドライバーに酒を勧めた人も罰せられます